

腐り切った組織の実態を継続してウォッヂする第六十八弾

## 神社本庁再生への道——その三十一

外苑再開発問題は、田中体制と絡んでいるのか——  
稲、瀬尾両氏は田中派神社本庁長を名誉毀損で提訴

### 外苑再開発と田中体制

神宮外苑の再開発と神社本庁の田中—打田体制との関係については、以前から種々噂されてきた。真相は今も不明であるものの、ここにきて、より眞實性を帯びてきたと感じている。その理由を以下に述べる。

神社本庁は全国の神社を包括している。当然、明治神宮も神社本庁と包括関係にあるが、包

括下の神社が所有する不動産等を売却処分する際には、事前に

神社本庁の承認を受けることが義務づけられている。

これから工事が本格化する予定の外苑再開発事業は、開発区域の半分以上を明治神宮境内地である外苑地区が占める。今回

の再開発事業が事業主に巨大な利益を生み出せる仕組みは、広大な明治神宮外苑区域において、ほとんど未利用のために余っている容積率を、隣接地に転用することで、高層ビルの建造を可能としたことだ。いわゆる「空中権」の売買である。「空

中権」という「権利」が生み出され、巨額の収益を元手に、明治神

宮は野球場を、日本スポーツ振興センターはラグビー場を建て替えるのが、再開発の目玉であるという。

明治神宮は平成十六年に神社本庁を離脱したが、六年後の平成二十二年には、再び包括関係を結んだ。田中氏が神社本庁の総長に就任した年である。

その三年後のIOC総会で、オリンピック東京大会の開催が決定し、新国立競技場が建設された。外苑再開発の前史とも言えるオリンピックを巡る騒動は、折に触れて本欄でも紹介してきたが、その間に外苑区域は「風致地区」の指定が外され、高さ規制も十五メートルから七十メートルに緩和された。外苑地区の「容積率」が生み出されて以来、例外事案が見られるか

らだ。最近では、社殿を移転して境内地にマンションを建てる

品川区の小山八幡神社の計画

が、氏子の反対を受けて問題と

なったが、神社本庁は既に計画

の平成十六年六月であるが、神社本庁が八幡宮所有地の中

の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

## 藤原登(フリーライター)

宮は野球場を、日本スポーツ振興センターはラグビー場を建て替えるのが、再開発の目玉であるという。

明治神宮は平成十六年に神社本庁を離脱したが、六年後の平成二十二年には、再び包括関係を結んだ。田中氏が神社本庁の総長に就任した年である。

その三年後のIOC総会で、オリンピック東京大会の開催が決定し、新国立競技場が建設された。外苑再開発の前史とも言えるオリンピックを巡る騒動は、折に触れて本欄でも紹介してきたが、その間に外苑区域は「風致地区」の指定が外され、高さ規制も十五メートルから七十メートルに緩和された。外苑地区の「容積率」が生み出されて以来、例外事案が見られるからだ。最近では、社殿を移転して境内地にマンションを建てる品川区の小山八幡神社の計画が、氏子の反対を受けて問題となつたが、神社本庁は既に計画の平成十六年六月であるが、神社本庁が八幡宮所有地の中の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを二十日であった。

「神社本庁憲章」は、神社の境内地等の管理について四項目

を掲げ、「境内地、社有地、施設、宝物、由緒に関わる物等は、確

実に管理し、みだりに処分しないこと。」と定めている。神社

本庁はこれを基本理念として神社の財産管理の徹底を図り、財

産処分の承認手続きも、やむを得ない事案以外は承認しないと

いう姿勢を貫いていた。最後が

過去形のは、田中体制となつて以來、例外事案が見られるか

らだ。最近では、社殿を移転して境内地にマンションを建てる

品川区の小山八幡神社の計画

が、氏子の反対を受け問題と

なつたが、神社本庁は既に計画

の平成十六年六月であるが、神社本庁が八幡宮所有地の中

の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

稲、瀬尾両氏が  
神社長を提訴

建設する大阪護国神社の事案も、かつての神社本庁であれば、簡単には承認し難い内容があつたという。ここで取り上げたのは東京と大阪の事例であるが、両都府の神社長は、田中「なほ在任」総長の覚えめでたい、小野貴嗣、藤江正謹の両氏であり、ともに神社本庁の常務理事として、田中氏に仕える立場にある。

もう、これ以上の説教は不要であろう。

密な関係にある外苑再開発関係者の仲介で、密約が交わされたとしても不思議ではない。

これらの事案と、外苑再開発の問題は、規模も内容も大きく異なるが、周辺から反対の声があるだけではなく、神社本庁憲章に照らしても重大な問題があるという点において、共通している。

神社本庁憲章を最も遵守すべき神社本庁自身が、憲章の精神を掲げ、「境内地、社有地、施設、宝物、由緒に関わる物等は、確実に管理し、みだりに処分しないこと。」と定めている。神社

本庁はこれを基本理念として神社の財産管理の徹底を図り、財

産処分の承認手続きも、やむを得ない事案以外は承認しないと

いう姿勢を貫いていた。最後が

過去形のは、田中体制となつて以來、例外事案が見られるか

らだ。最近では、社殿を移転して境内地にマンションを建てる

品川区の小山八幡神社の計画

が、氏子の反対を受け問題と

なつたが、神社本庁は既に計画

の平成十六年六月であるが、神社本庁が八幡宮所有地の中

の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

稲、瀬尾両氏が  
神社長を提訴

建設する大阪護国神社の事案も、かつての神社本庁であれば、簡単には承認し難い内容があつたという。ここで取り上げたのは東京と大阪の事例であるが、両都府の神社長は、田中「なほ在任」総長の覚えめでたい、小野貴嗣、藤江正謹の両氏であり、ともに神社本庁の常務理事として、田中氏に仕える立場にある。

もう、これ以上の説教は不要であろう。

密な関係にある外苑再開発関係者の仲介で、密約が交わされたとしても不思議ではない。

これらの事案と、外苑再開発の問題は、規模も内容も大きく異なるが、周辺から反対の声があるだけではなく、神社本庁憲章に照らしても重大な問題があるという点において、共通している。

神社本庁憲章を最も遵守すべき神社本庁自身が、憲章の精神を掲げ、「境内地、社有地、施設、宝物、由緒に関わる物等は、確実に管理し、みだりに処分しないこと。」と定めている。神社

本庁はこれを基本理念として神社の財産管理の徹底を図り、財

産処分の承認手続きも、やむを得ない事案以外は承認しないと

いう姿勢を貫いていた。最後が

過去形のは、田中体制となつて以來、例外事案が見られるか

らだ。最近では、社殿を移転して境内地にマンションを建てる

品川区の小山八幡神社の計画

が、氏子の反対を受け問題と

なつたが、神社本庁は既に計画

の平成十六年六月であるが、神社本庁が八幡宮所有地の中

の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

稲、瀬尾両氏が  
神社長を提訴

建設する大阪護国神社の事案も、かつての神社本庁であれば、簡単には承認し難い内容があつたという。ここで取り上げたのは東京と大阪の事例であるが、両都府の神社長は、田中「なほ在任」総長の覚えめでたい、小野貴嗣、藤江正謹の両氏であり、ともに神社本庁の常務理事として、田中氏に仕える立場にある。

もう、これ以上の説教は不要であろう。

密な関係にある外苑再開発関係者の仲介で、密約が交わされたとしても不思議ではない。

これらの事案と、外苑再開発の問題は、規模も内容も大きく異なるが、周辺から反対の声があるだけではなく、神社本庁憲章に照らしても重大な問題があるという点において、共通している。

神社本庁憲章を最も遵守すべき神社本庁自身が、憲章の精神を掲げ、「境内地、社有地、施設、宝物、由緒に関わる物等は、確実に管理し、みだりに処分しないこと。」と定めている。神社

本庁はこれを基本理念として神社の財産管理の徹底を図り、財

産処分の承認手続きも、やむを得ない事案以外は承認しないと

いう姿勢を貫いていた。最後が

過去形のは、田中体制となつて以來、例外事案が見られるか

らだ。最近では、社殿を移転して境内地にマンションを建てる

品川区の小山八幡神社の計画

が、氏子の反対を受け問題と

なつたが、神社本庁は既に計画

の平成十六年六月であるが、神社本庁が八幡宮所有地の中

の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

稲、瀬尾両氏が  
神社長を提訴

建設する大阪護国神社の事案も、かつての神社本庁であれば、簡単には承認し難い内容があつたという。ここで取り上げたのは東京と大阪の事例であるが、両都府の神社長は、田中「なほ在任」総長の覚えめでたい、小野貴嗣、藤江正謹の両氏であり、ともに神社本庁の常務理事として、田中氏に仕える立場にある。

もう、これ以上の説教は不要であろう。

密な関係にある外苑再開発関係者の仲介で、密約が交わされたとしても不思議ではない。

これらの事案と、外苑再開発の問題は、規模も内容も大きく異なるが、周辺から反対の声があるだけではなく、神社本庁憲章に照らしても重大な問題があるという点において、共通している。

神社本庁憲章を最も遵守すべき神社本庁自身が、憲章の精神を掲げ、「境内地、社有地、施設、宝物、由緒に関わる物等は、確実に管理し、みだりに処分しないこと。」と定めている。神社

本庁はこれを基本理念として神社の財産管理の徹底を図り、財

産処分の承認手続きも、やむを得ない事案以外は承認しないと

いう姿勢を貫いていた。最後が

過去形のは、田中体制となつて以來、例外事案が見られるか

らだ。最近では、社殿を移転して境内地にマンションを建てる

品川区の小山八幡神社の計画

が、氏子の反対を受け問題と

なつたが、神社本庁は既に計画

の平成十六年六月であるが、神社本庁が八幡宮所有地の中

の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

稲、瀬尾両氏が  
神社長を提訴

建設する大阪護国神社の事案も、かつての神社本庁であれば、簡単には承認し難い内容があつたという。ここで取り上げたのは東京と大阪の事例であるが、両都府の神社長は、田中「なほ在任」総長の覚えめでたい、小野貴嗣、藤江正謹の両氏であり、ともに神社本庁の常務理事として、田中氏に仕える立場にある。

もう、これ以上の説教は不要であろう。

密な関係にある外苑再開発関係者の仲介で、密約が交わされたとしても不思議ではない。

これらの事案と、外苑再開発の問題は、規模も内容も大きく異なるが、周辺から反対の声があるだけではなく、神社本庁憲章に照らしても重大な問題があるという点において、共通している。

神社本庁憲章を最も遵守すべき神社本庁自身が、憲章の精神を掲げ、「境内地、社有地、施設、宝物、由緒に関わる物等は、確実に管理し、みだりに処分しないこと。」と定めている。神社

本庁はこれを基本理念として神社の財産管理の徹底を図り、財

産処分の承認手続きも、やむを得ない事案以外は承認しないと

いう姿勢を貫いていた。最後が

過去形のは、田中体制となつて以来、例外事案が見られるか

らだ。最近では、社殿を移転して境内地にマンションを建てる

品川区の小山八幡神社の計画

が、氏子の反対を受け問題と

なつたが、神社本庁は既に計画

の平成十六年六月であるが、神社本庁が八幡宮所有地の中

の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

稲、瀬尾両氏が  
神社長を提訴

建設する大阪護国神社の事案も、かつての神社本庁であれば、簡単には承認し難い内容があつたという。ここで取り上げたのは東京と大阪の事例であるが、両都府の神社長は、田中「なほ在任」総長の覚えめでたい、小野貴嗣、藤江正謹の両氏であり、ともに神社本庁の常務理事として、田中氏に仕える立場にある。

もう、これ以上の説教は不要であろう。

密な関係にある外苑再開発関係者の仲介で、密約が交わされたとしても不思議ではない。

これらの事案と、外苑再開発の問題は、規模も内容も大きく異なるが、周辺から反対の声があるだけではなく、神社本庁憲章に照らしても重大な問題があるという点において、共通している。

神社本庁憲章を最も遵守すべき神社本庁自身が、憲章の精神を掲げ、「境内地、社有地、施設、宝物、由緒に関わる物等は、確実に管理し、みだりに処分しないこと。」と定めている。神社

本庁はこれを基本理念として神社の財産管理の徹底を図り、財

産処分の承認手続きも、やむを得ない事案以外は承認しないと

いう姿勢を貫いていた。最後が

過去形のは、田中体制となつて以来、例外事案が見られるか

らだ。最近では、社殿を移転して境内地にマンションを建てる

品川区の小山八幡神社の計画

が、氏子の反対を受け問題と

なつたが、神社本庁は既に計画

の平成十六年六月であるが、神社本庁が八幡宮所有地の中

の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

稲、瀬尾両氏が  
神社長を提訴

建設する大阪護国神社の事案も、かつての神社本庁であれば、簡単には承認し難い内容があつたとい

う。また、稲瀬尾芳也の両氏が、前で、稲瀬尾両氏は裁判の中

で、「原告らは労働者であり、被告は労働者である」とい

う。そこで本部は、裁判の結果、稲瀬尾両氏が神社本庁に定められた神職に就任するため、田中

は、その直後の平成十六年八月

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

稲、瀬尾両氏が  
神社長を提訴

建設する大阪護国神社の事案も、かつての神社本庁であれば、簡単には承認し難い内容があつたとい

う。また、稲瀬尾芳也の両氏が、前で、稲瀬尾両氏は裁判の中

で、「原告らは労働者であり、被告は労働者である」とい

う。そこで本部は、裁判の結果、稲瀬尾両氏が神社本庁に定められた神職に就任するため、田中

は、その直後の平成十六年八月

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

稲、瀬尾両氏が  
神社長を提訴

建設する大阪護国神社の事案も、かつての神社本庁であれば、簡単には承認し難い内容があつたとい

う。また、稲瀬尾芳也の両氏が、前で、稲瀬尾両氏は裁判の中

で、「原告らは労働者であり、被告は労働者である」とい

う。そこで本部は、裁判の結果、稲瀬尾両氏が神社本庁に定められた神職に就任するため、田中

は、その直後の平成十六年八月

に復帰する際、双方の幹部と濃い、境内地にホームセンターを

二十日であった。

稲、瀬尾両氏が  
神社長を提訴

建設する大阪護国神社の事案も、かつての神社本庁であれば、簡単には承認し難い内容があつたとい

う。また、稲瀬尾芳也の両氏が、前で、稲瀬尾両氏は裁判の中

で、「原告らは労働者であり、被告は労働者である」とい

う。そこで本部は、裁判の結果、稲瀬尾両氏が神社本